**室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金　事前受付書兼同意書**

室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）第６条の規定に基づき、事前受付をしたいので、次のとおり提出します。なお、事前受付及び交付申請に当たり、私は、助成金の交付要件を審査するため、本市に住民票があることを、市が保有する公簿により確認を行うことについて同意するとともに、**要綱第３条（裏面に記載）に規定する助成対象者であることを誓約します。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 申請者 | どちらか一方に○ |
| 世帯主・個人事業主（自宅内に事業所がある者） | 世帯主 |  |
| 法人代表者・個人事業主（自宅とは別に事業所を構える者）・住民自治組織（町会）の代表者 | 各法人等の代表者 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）室蘭市長 | 令和５年８月　　　日 |
| ふりがな世帯主の氏名　または法人名及び代表者氏名 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※個人が自署した場合は押印不要**  |
| 世帯主の住所　または法人の機器設置場所の住所 | 室蘭市 |
| 連絡のつきやすい電話番号 |  | 法人番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省エネ家電 | **どちらか一方****を選択** | 省エネ給湯等 |
| □ＬＥＤ照明器具 | 台 | □エコジョーズ | 台 |
| □エアコン | 台 | □エコフィール | 台 |
| □冷蔵庫 | 台 | □コレモ | 台 |
| □冷凍庫 | 台 |  |  |
| □電気便座 | 台 |  |  |
| 助成対象経費（Ａ） | 円 | 助成対象経費（Ｂ） | 円 |
| **助成金交付(予定)申請額【Ａ×20％、　上限4万円）** | **，０００**円千円未満切り捨て | **助成金交付(予定)申請額【B×25％、上限50万円）** | **，０００**円千円未満切り捨て |

対象経費：見積金額から下記（１）～（４）を除いた経費（交付要綱第４条第２項に規定するもの）

（１）　第２条第１号に定める照明器具のうち、電球のみを購入した場合の経費

（２）　買い替え前機器の廃棄に要する費用

（３）　機器の保証延長等、設置後の事象に要する経費

（４）　その他市長が不適当と認めたもの

**【添付書類チェックリスト】**

①　□　助成対象経費及び助成対象製品の型番が分かる見積書の写し及び内訳書の写し

②　□　買い替え前の機器及び設置状況が分かるカラー写真

③　□　提出済である最新の所得税確定申告書Bのおもて面の写し（個人事業主に限る）

④　□　その他、市長が必要と認めるもの

**※ 事前受付後の増額は一切できません。**

**※ 助成対象製品の種類変更はできません（例）冷蔵庫からエアコンへ変更など（冷蔵庫から冷蔵庫など同種類における機器変更は可能）。**

**※ 機器の購入は令和5年12月31日まで、助成金交付申請期限は、令和６年１月３１日までです。**

※　申請内容を変更又は中止する場合は、助成金事前受付（変更・中止）書（様式第２号）が必要になります。

|  |
| --- |
| **※以下の欄には記載しないでください。** |
|  | 住民登録 | 有 ・ 無 | 確認日：令和５年　月　　日 | **受理** |  |
|  | **室長** | **主査** | **係** |  |  |
|  |  |  |  |  |

室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金交付要綱（抜粋）

（助成対象者）

第３条　助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は事前受付完了通知日から令和５年１２月３１日までの間に市内の店舗又は事業所において未使用品の助成対象製品を、買い替えを目的として購入した、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　令和５年７月１日時点において市内に住民票のある世帯主で、自らが居住する市内の住宅（前号の住民基本台帳に登録されている場所と同一に限る。以下、「住宅」とする」）に助成対象製品を設置した者。なお、自らが居住する住宅内に自らが事業の用に供する部分がある個人事業主は、世帯主が住居の用に供する部分及び事業の用に供する部分で使用する助成対象製品を含めて申請をすることとする。

（２）　令和５年７月１日時点において本市に本社または本店がある法人の代表者、及び本市に主たる事業所がある個人事業主で、市内の本社または本店及び事業所に助成対象製品を設置した者。

（３）　室蘭市住民自治組織報奨金交付要領に基づき室蘭市に登録している住民自治組織の代表者で、住民自治組織が所有する物件に助成対象製品を設置した者。

２　市長は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としないこととする。

（１）　前項第１号から第３号に規定する者が重複して申請をしたとき。

（２）　北海道が行う宿泊業環境整備緊急対策事業の補助金を受給した者。

（３）　同一の助成対象製品に係る申請について、国及び室蘭市が行う他の制度による交付金及び補助金を受給した者。

（４）　同一の助成対象製品に係る申請について、他の地方自治体等において本事業と重複

して申請することが認められていない補助または助成事業による給付を受けた者。

（５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)

第２条第６項第４号に規定する営業を営む施設、または社会通念上同号に相当する

営業を営む施設への設置を目的とした申請をした者。

（６）　室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例(平成２６年室蘭市条例第３９号)第２

条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員、暴力団の構成員と認められるもの、暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの、または暴力団関係事業者が代表者または役員となり経営する施設への設置を目的とした申請をした者。

（７）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７

７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう）である者。

（８）　暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。）である者。